

## 令和6(2024)年度県国保ヘルスアップ支援事業(案)について(報告)

令和6(2024)年2月8日 栃木県保健福祉部国保医療課

## 1 趣旨

市町ごとの健康課題や保健事業の実施状況の把握及び市町における保健事業の健全な運営に必要な助言・支援など、保険者(県)の役割を積極的に果たすために行う国民健康保険の保健事業について、都道府県国保ヘルスアップ支援事業(国庫補助事業)を活用した令和6(2024)年度の当初予算要求(案)の概要を報告するものです。

## 2 令和6(2024)年度県国保ヘルスアップ支援事業(案)の概要

国民健康保険の事業運営上の課題である、特定健康診査(以下「特定健診」という。)及び特定保健指導の受診率等の向上を図るための重点事業のほか、保健事業全般に係る当初予算要求(案)は下表のとおりです。

事業分類		予算額 (千円)	事業名及び予算額(千円): (○新規事業、☆国保の特定健診受診率向上・保健指導実施率向上のための重点事業)		☆重点事業の概要
A	市町村が実施する保健事業の 更なる推進に資する基盤整備	63,397	①保健事業アドバイザー派遣事業☆	国保課 37,593	①専門家を派遣し、地域実情に応じた助言等による特定健診及び特定保健指導の受診率等 ②訪問による事業課題の把握等を踏まえて、市町自らによるデータヘルス計画の進捗管理手法等を普及
			②データヘルス計画評価研修事業☆○	国保課 2,587	
			③保健事業分析評価研修事業	517	
			④多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業	22,700	
B	市町村の現状把握・分析	10,813	①KDBデータ分析事業	国保課 10,813	
C	都道府県が実施する保健事業	24,830	①特定健診普及啓発事業☆	国保課 1,045	①特定健診の受診勧奨に資するリーフレットの活用により、医療機関の通院者、地域包括支援センターの訪問対象者や介護予防の通いの場の利用者向けの普及啓発による受診の促進
			②各種広報媒体を活用した普及啓発	11,014	
			③リハビリ専門職に対する研修会の開催	3,000	
			④循環器在宅療養支援研修会の開催	1,000	
			⑤転ばぬ先の衰え(フレイル)予防で笑顔ハツラツ普及啓発○	7,308	
			⑥とちまる健康ポイント「キャンペーン」:事業	1,463	
D	人材の確保・育成事業	11,965	①特定健診・特定保健指導推進事業	563	
			②糖尿病重症化予防プログラム推進連携体制構築事業○	802	
			③糖尿病療養指導カード研修	10,000	
			④糖尿病重症化予防専門家派遣事業	600	
E	データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業	32,088	①栄養・食生活に係る健康課題要因分析事業○	14,571	
			②糖尿病重症化予防プログラム推進事業○	国保課 17,517	
F	モデル事業(先進的な保健事業)	13,795	①特定健診未受診者に対する受診勧奨事業☆○	国保課 11,945	①モデル市町での健康状態不明者への専門家の訪問及び聞き取り等を通じ、未受診理由の把握や受診の勧奨等
			②歯周疾患検診受診勧奨モデル事業	1,850	
合計額		156,888		156,888	

# 令和6年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業(案)

## 【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

## 【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

## (事業分類及び事業例)

### A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

### B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析・医療費適正化効果の分析・保健事業の課題整理を行う事業

### C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

### D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

### E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

### F. モデル事業(先進的な保健事業)

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

## 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円